

災害時の対応についてのお願い

日頃は、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。
さて、「名古屋市」に各種の警報や勧告などが発表された場合、大規模な地震が起きた場合には、次のように対処します。

ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

暴風（雪）警報が発表された場合

- 登校前
 - ・午前6時までに警報が解除されない場合は、午前の授業を中止する。
 - ・午前6時から午前11時までに警報が解除された場合は、午後の授業を行う。その際、午後から授業のある学年の児童は、昼食を食べ、午後1時に分団集合場所に集まり、分団登校する。
 - ・午前11時を過ぎても警報が解除されない場合は、臨時休業日とする。
- ※ 台風が接近し大きな被害が予想される場合は、教育委員会が翌日を臨時休業日とする決定を前日のうちに行う場合があります。その場合は、教育委員会より、前日の午前12時までに「きずなメール」に臨時休業日の連絡が入ります。
- 在校中
 - ・授業を中止し、保護者等の引き取りで下校する。その際、「きずなメール」で引き取り時刻を連絡する。

大雨・洪水・大雪警報が発表された場合

- 登校前
 - ・学校から連絡がない限り、通常通り授業を行う。ただし、危険を感じる場合は、各家庭で安全が確認できるまで登校を見合わせる。
- 在校中
 - ・学校から連絡がない限り、通常通り授業を続ける。
- 下校時刻
 - ・原則、学校に待機させる。ただし、地域によって状況が異なる場合もあるので、詳しい措置については、中学校ブロック（左京山中、平子小、緑小）で検討し「きずなメール」で連絡する。

避難指示・緊急安全確保及び特別警報が発表された場合

- 登校前
 - ・原則、「暴風（雪）警報が発表された場合の登校前」に準じる。
- 在校中・下校時刻
 - ・原則、学校に待機させる。その後の措置は、教育委員会の指示を基に、中学校ブロックで検討し、「きずなメール」で連絡する。

震度5強以上の地震が発生した場合

- 登校前
 - ・学校から連絡があるまでの間、臨時休業日とする。
- 在校中
 - ・授業を中止し、保護者の引き取りで下校する。その後、学校から連絡があるまでの間、臨時休業日とする。

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合

- 登校前
 - ・通常通り授業を行う。ただし、臨時情報の内容によって臨時休業日とする場合は、「きずなメール」で連絡する。
- 在校中
 - ・通常通り授業を続けるか、授業を中止して保護者の引き取りで下校するかを「きずなメール」で連絡する。

〈お願い〉

- ◇ 児童の安全確保のため、保護者引き取りは、児童個表に記載された方のみになります。引き取り者を変更される場合は、担任へご連絡ください。
- ◇ 「きずなメール」へ登録をお願いします。携帯電話等を変更される場合は、メールが届かなくなることがありますのでご注意ください。
- ◇ 自宅周辺で異常が生じたり、道路やがけ等で危険箇所を発見したりした場合は、すぐに学校へご連絡ください。
- ◇ 緊急時の電話でのお問い合わせは、児童の避難指示等を遅らせる原因となる場合がありますので、極力お控えください。
- ◇ 緊急時には、電話やメールが使えない場合もありますので、本紙を基に対応してください。
- ◇ 原則、電話での連絡は行いませんので、テレビやラジオ等の情報に注意してください。